

盛岡広域振興局長告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月11日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100086	プレーゴヘルパーステーション	盛岡市本宮三丁目29番1号	盛岡市本宮三丁目15番26号	平成22年4月15日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100086	プレーゴヘルパーステーション	盛岡市本宮三丁目29番1号	盛岡市本宮三丁目15番26号	平成22年4月15日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100086	プレーゴヘルパーステーション	盛岡市本宮三丁目29番1号	盛岡市本宮三丁目15番26号	平成22年4月15日